

島根県内保育所における看護師等配置状況と 医療的ケア児受け入れについての考察

Nursing Staff Placement at Nursery Schools in Shimane Prefecture and Consideration of Accepting Children Requiring Medical Care

前林 英貴 藤原 映久
(保育教育学科)

キーワード：保育所，医療的ケア，看護師

1. はじめに

乳幼児期の子どもの成長発達には個人差があるが、保護者にとって「発育の遅れ」は重要な関心事の一つである。身体的成長の遅れは、出生時の状態や遺伝的な要因、育児環境の違い、性差などから一定の範囲内（-2SD 以内）であれば個人差と捉えられるが、保育所などの集団生活の場においては成長発達の遅れを保護者は強く意識することが多く、1歳以降になると言葉の発達や情緒面などの認知的な側面の遅れが顕在化することもある。保育上、何かしらの支援が必要な子どもや、障害の診断は受けていないがその疑いの可能性がある子どもを「気になる子」と位置づけ、保育現場においては「障害児」と併せて、集団生活を送るための適切な加配の配置と保護者への支援が求められる。

障害を持つ就学前の乳幼児に対する施策には、保育所等訪問支援をはじめ、身近な地域における通所支援サービスとして児童発達支援事業が行われているが、保育所等に入所している「気になる子」や「障害児」などの受け入れが増加する中、児童福祉施設として合理的配慮を持って環境整備を考慮していかなければならない。また、周産期医療の進歩に伴い、「日常生活を営むために医療を必要としている状態にある児」（以下「医療的ケア児」）は2017年度に全国で18,951人と増加傾向にあり¹⁾、保育所等への入所を希望する医療的ケア児に対しても合理的配慮の視点が求められ、受け入れの可能性については自治体の関係機関と十分に協議するとともに、具体的な園の支援体制や保護者との連携などについて調整していく必要がある。医療的ケア児の受け入れには看護師などの医療職者の配置が不可欠となるが、少子高齢化の影響により看護師等の人材確保は難しく、保育所における看護師等の在籍率は増加傾向にあるものの、2016年では非常勤・非正規を含め40.4%にとどまっており²⁾、全ての保育所や認定こども園で常時医療的ケア児を受け入れるためには依然課題も多い。

2012年4月より認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引、経管栄養など）の実施が承認され、今後は医療的ケア児を受け入れるための総合支援事業として、医療的ケア児等コーディネーターや医療的ケア児等支援者の養成研修が各自治体により実施される。非医療職者であっても特定の医療行為に従事する可能性のある職員については、特定の者に対して行為を行う必要のある者を対象とした「第3号研修」が該当し、その対象には保育所等に在籍する保育士も含まれるため、今後は地域の保育所において医療的ケア児を受け入れ、医療職者の見守りのもと保育士による特定行為が一般的なものになることが期待される。島根県では2019年度より医療的ケア児等コーディネーター研修が実施されたことにより、日常的に医療を必要とする児童生徒の支援体制の確保に向けた方針が示されたが、自治体の把握している医療的ケア児の実数以上に、医療や福祉と繋がらない潜在化した要支援の未就学児が多数いると考えられており、実態把握に向けた調査が急務となる。

2. 研究目的

本研究の目的は、島根県内の保育所・認定こども園における看護師等配置状況と障害児・医療的ケア児の受け入れ状況を明らかにする、保育所・認定こども園で働く保育士の医療的ケアに対する意識、現状や課題を明らかにする、の2点である。

3. 研究方法

調査対象は、島根県内の認可保育所と認定こども園 302 園とし、島根県健康福祉部の協力を得て、アンケートを作成した。各施設にアンケート用紙を送付し、2017年9月1日から2017年10月31日の2か月間でアンケートの回収を行なった。

回収したアンケートは、IBM SPSS Statistics Ver.24 を用いて単純集計を行い、各質問間についての関連を調べた。アンケートの自由記述に関しては、フリーソフトウェア KH Coder により出現数の多い語を抽出し、共起ネットワーク化した。

4. 倫理的配慮

本研究は、研究者所属大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

5. 結果

認可保育所と認定こども園に向けたアンケートでは108施設(回収率35.8%)より回答があった。

1) 施設の概要

結果を表 1 に示す。施設の概要では、『法人種別』は「私立」、『類型』は「保育所・保育園」からの回答が多かった。『在籍している子どもの数』と『保育士の数』には正の相関がみられた ($r=0.580$, $p<0.01$)。『看護師等の在籍』している施設は全体で 46.3% (採用予定を含むと 50.0%)、そのうち常勤で採用している施設は 62.0% と高い割合であった。

表 1. 施設の概要

1. 法人種別	度数	%	4. 保育士の数	度数	%
公立 (指定管理を含む)	27	25.0	0~9人	27	25.0
私立	81	75.0	10~19人	39	36.1
合計	108	100.0	20~29人	32	29.6
2. 保育所の類型	度数	%	30人以上	10	9.3
保育所・保育園	95	88.0	合計	108	100.0
認定こども園 (幼保連携型)	4	3.7	5. 看護師等の在籍	度数	%
認定こども園 (保育所型)	8	7.4	在籍あり	50	46.3
認定こども園 (地方裁量型)	1	0.9	在籍なし	54	50.0
合計	108	100.0	採用の予定あり	4	3.7
3. 在籍している子どもの数	度数	%	合計	108	100.0
0~49人	32	29.6	6. 看護師等の業務内容	度数	%
50~99人	40	37.0	保健業務のみ	5	10.2
100~149人	26	24.1	保健業務と保育業務の兼務	44	89.8
150人以上	10	9.3	合計	49	100.0
合計	108	100.0			

『看護師等の在籍』に関して、他の質問項目『法人種別』、『在籍している子どもの数』、『保育士の数』についてクロス表分析を行った結果、それぞれ 2 変数間に有意な関連がみられた。『法人種別』と『看護師等の在籍』では、「私立」の施設で看護師等の在籍割合が高く、「公立 (指定管理を含む)」の施設で看護師等の在籍割合が低かった ($\chi^2=14.272$, $df=1$, $p<0.01$)。また、『在籍している子どもの数』と『看護師等の在籍』については、在籍している子どもの数が 100 人以上の施設では看護師等の在籍割合が高く、子どもの数が 50 人未満の施設で在籍割合が低かった ($\chi^2=22.346$, $df=3$, $p<0.01$)。『保育士の数』と『看護師等の在籍』については、在籍している保育士の数が 20 人以上の施設では看護師等の在籍割合が高く、10 人未満の施設では在籍割合が低かった ($\chi^2=28.411$, $df=3$, $p<0.01$)。

2) 障害児の受け入れについて

結果を表 2 に示す。気になる子どもが在籍している施設は 88.9%、障害児を受け入れている施設は 52.3% (過去の受け入れを含むと 90.6%) であった。障害児の受け入れについては、他の質問項目 (法人種別、類型、在籍している

子どもの数、保育士の数、看護師等の在籍）との関連はみられず、過去の受け入れを含めると90%以上の施設が受け入れを行ったことがあると回答した。

表2. 障害児の受け入れ状況について

1. 「気になる子」の在籍	度数	%	2. 障がい児の受け入れ	度数	%
あり	96	88.9	あり	56	52.3
なし	12	11.1	なし	10	9.3
合計	108	100.0	過去に受け入れあり	41	38.3
			合計	107	100.0

『気になる子どもにどのような支援が必要か?』という質問に関する自由記述では、「個別の対応」や「個別支援」、「専門機関」や「保護者との連携」といった回答が多く、知識を持つ職員の配置や保護者との連携が必要と考えていることがわかった。また、『どのような支援が必要な障害児か?』という質問に関する自由記述では、「ダウン症」や「自閉症スペクトラム」、「ADHD」、「知的障害」などのキーワードが多く、生活支援や一対一での加配保育のための職員配置を必要としていることがわかった。『気になる子どもにどのような支援が必要か?』と『どのような支援が必要な障害児か?』の質問に関する自由記述より、出現数の多い語を抽出し、共起ネットワーク化した。(図1・図2)

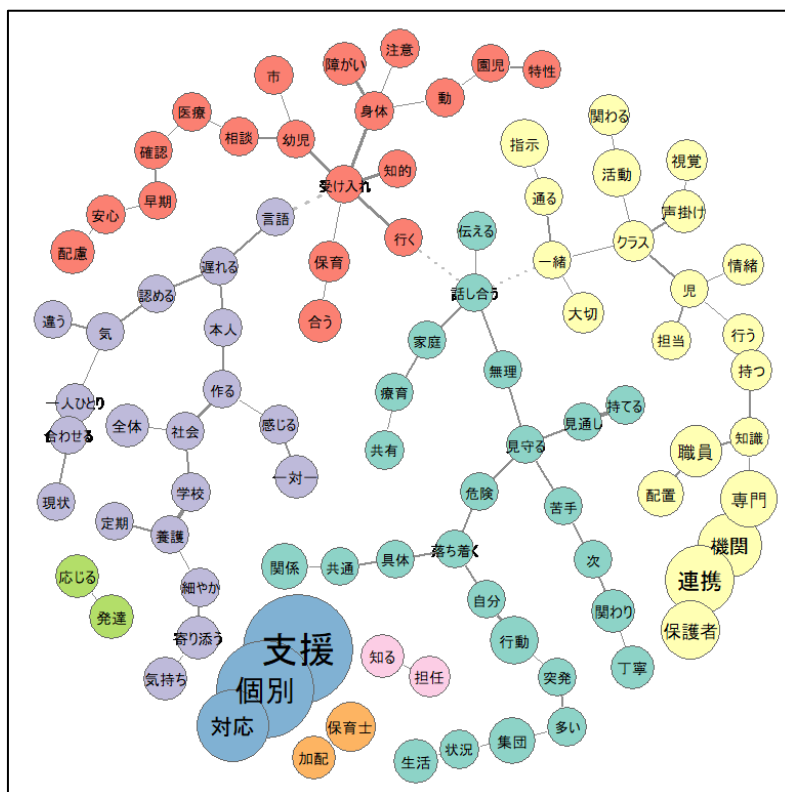


図1. 「気になる子どもにどのような支援が必要か?」の共起ネットワーク

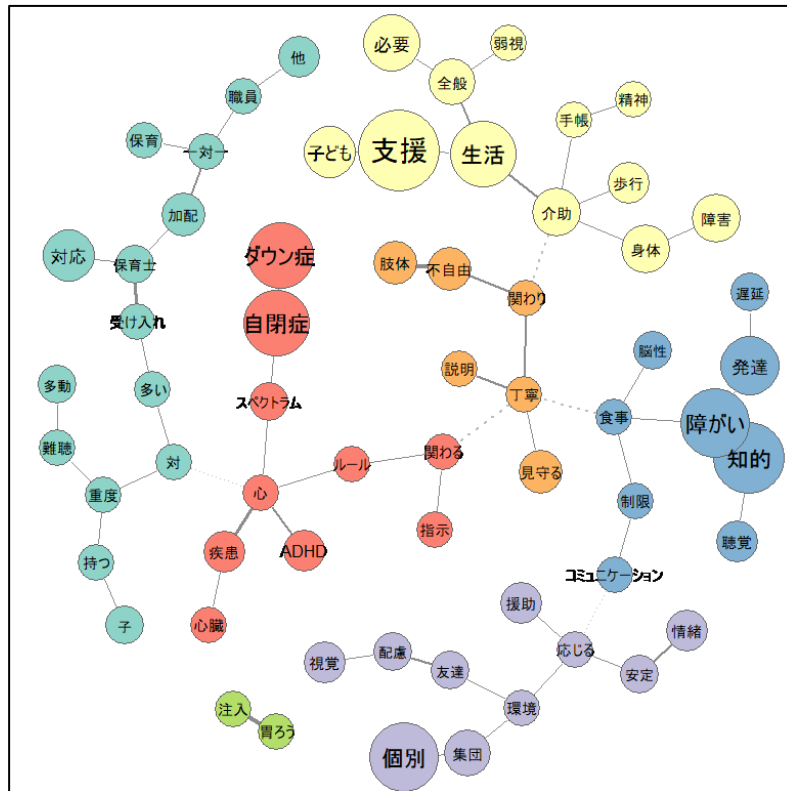


図2. 「どのような支援が必要な障害児か？」の共起ネットワーク

3) 医療的ケア児の受け入れについて

結果を表3に示す。医療的ケア児を受け入れている施設は5.6%（過去の受け入れを含むと12.1%）であった。また、『看護師等の在籍』と『医療的ケア児の受け入れ』の質問についてクロス表分析を行った結果、それぞれ2変数間に有意な関連がみられた。医療的ケア児の受け入れ（過去の受け入れを含む）を行っている施設では看護師等の在籍割合が高く、受け入れを行っていない施設では在籍割合が低かった（ $\chi^2=4.285$, $df=1$, $p<0.05$ ）。

表3. 医療的ケア児の受け入れ状況について

1. 医療的ケア児の受け入れ	度数	%
あり	6	5.6
なし	95	88.0
過去に受け入れあり	7	6.5
合計	108	100.0

『どのような医療的ケアが必要な子どもか?』という質問に関する自由記述では、「経管栄養（経鼻・胃瘻）」、「喀痰吸引」、「導尿」、「酸素投与」、「抗けいれん薬の挿肛」、「血糖測定」、「インスリン注射」などの回答があった。

4) 障害者差別解消法について

結果を表4に示す。障害者差別解消法については、80%以上の施設が「知っ

ている」と回答したが、法律の内容や用語の意味については「知っている」と回答した割合が減少した。質問 2・3 については、『法人種別』との関連がみられ、「はい」と回答した割合が「公立（指定管理を含む）」で有意に高かった（質問 2： $\chi^2=3.924$, $df=1$, $p<0.05$ 、質問 3： $\chi^2=5.254$, $df=1$, $p<0.05$ ）。

表 4. 障害者差別解消法について

1. 障害者差別解消法を知っているか？	度数	%	6. 今後、障がい児の受け入れが増加すると思うか？	度数	%				
はい	89	82.4	そう思う	42	38.9				
いいえ	19	17.6	ややそう思う	39	36.1				
合計	108	100.0	どちらともいえない	23	21.3				
2. 「不当な差別の禁止」と「合理的配慮の提供」が求められることを知っているか？	度数	%	あまりそう思わない	2	1.9				
			そう思わない	2	1.9				
			合計	108	100.0				
はい	75	70.1	7. 障がい児の受け入れは困難だと思うか？	度数	%				
いいえ	32	29.9							
合計	107	100.0				そう思う	10	9.4	
3. 「合理的配慮」を聞いたことがあるか？	度数	%	ややそう思う	31	29.2				
			どちらともいえない	33	31.1				
			合計	107	100.0	あまりそう思わない	25	23.6	
はい	72	67.3	8. 障がい児を受け入れるために、何が必要か？（複数回答可）	度数	%				
いいえ	35	32.7				保育士の増員	102	94.4	
合計	107	100.0				医療職者の配置	59	54.6	
4. 「合理的配慮」の意味を知っているか？	度数	%	合計	106	100.0				
				はい	60	56.1	設備や備品等の整備	52	48.1
				いいえ	47	43.9	施設のバリアフリー化	30	27.8
				合計	107	100.0	保護者との連携	86	79.6
				5. この法律の対象となる障害には、発達障害児が含まれることを知っているか？	度数	%	国や自治体からの援助	59	54.6
はい	87	80.6	職員への研修	83	76.9				
いいえ	21	19.4	特になし	0	0.0				
合計	108	100.0	その他	8	7.4				

『保育所における合理的配慮には、どのような具体例があるか？』という質問に関する自由記述では、「健常児と同じ保育を行う」、「視覚支援」や「加配保育士による個別支援」、「施設のバリアフリー」、「クールダウンできる環境作り」、「職員間の共通理解」などの回答があった。

また、『障害児の受け入れが増加すると思うか？』という質問 6 に関しては、75%の施設が「そう思う」、「ややそう思う」と回答したのに対し、質問 7 では 38.6%の施設が障害児の受け入れは困難であると感じていた。質問 8 では障害児の受け入れには、「保育士の増員」が必要と回答した割合が最も高く、次いで「保護者との連携」、「職員への研修」の順であった。

5) 保健的ケア・医療的ケアについて

ここで取り上げる保健的ケアとは、2005年に厚生労働省医政局長通知によ

って周知された『原則として医行為ではないと考えられるもの』に基づくものである³⁾。

結果を表5に示す。『施設で行っている保健的ケアは何か?』という質問1では「軽微な傷の処置」、「体温測定」、「口腔ケア（はみがき）」の順で回答の割合が高く、『保健的ケアは誰が行っているのか?』という質問3では「クラス担任の保育士」、「看護師」、「その他の職員」という順の回答であった。『医療的ケア児の受け入れが増加すると思うか?』という質問4に関して、41.6%の施設が「そう思う」、「ややそう思う」と回答したが、質問5では76.2%の施設が医療的ケア児の受け入れは困難であると感じていた。また、『医療的ケア児の受け入れに何が必要か?』という質問6では、「医療職者の配置」、「設備や備品等の整備」、「職員への研修」の順に必要であると回答した。

表5. 保健的ケア・医療的ケアについて

1. 貴施設で行っている保健的ケアは何か? (複数回答可)	度数	%	ややそう思う	36	33.3
			どちらともいえない	55	50.9
体温測定	96	88.9	あまりそう思わない	7	6.5
脈拍測定	6	5.6	そう思わない	1	0.9
血圧測定	4	3.7	合計	108	100.0
軽微な傷の処置	97	89.8	5. 医療的ケア児の受け入れは困難だ と思うか?	度数	%
湿布の貼付	72	66.7		そう思う	36
軟膏の塗布	70	64.8	ややそう思う	44	41.9
点眼	49	45.4	どちらともいえない	21	20.0
内服介助	69	63.9	あまりそう思わない	4	3.8
坐薬挿入	27	25.0	そう思わない	0	0.0
爪切り	25	23.1	合計	105	100.0
耳掃除	2	1.9	6. 医療的ケア児を受け入れるため に、何が必要か? (複数回答可)	度数	%
口腔ケア（はみがき）	80	74.1		保育士の増員	62
2. 貴施設で行っている医療的ケアは何か? (複数回答可)	度数	%	医療職者の配置	98	90.7
			設備や備品等の整備	81	75.0
吸入	1	0.9	施設のバリアフリー化	31	28.7
導尿	1	0.9	保護者との連携	79	73.1
血糖測定	0	0.0	国や自治体からの援助	65	60.2
インスリン注射	0	0.0	職員への研修	80	74.1
口鼻腔吸引	3	2.8	特になし	0	0.0
気管内吸引	0	0.0	その他	4	3.7
経管栄養の注入	3	2.8	7. 保育士が一定の研修を受けること で、医療的ケアを実施できることを 知っているか?	度数	%
酸素投与	2	1.9		はい	44
人工肛門管理	2	1.9	いいえ	62	58.5
その他	5	4.6	合計	106	100.0
3. 保健的ケアは主に誰が行っている か?	度数	%	8. 保育士対象の医療的ケア講習会が あれば参加したいか?	度数	%
				はい	82
クラス担任の保育士	69	63.9	いいえ	21	20.4
特定の保育士	4	3.7	合計	103	100.0
看護師	47	43.5	4. 今後、医療的ケア児の受け入れが 増加すると思うか?	度数	%
その他職員	8	7.4		はい	82
決まっていない	6	5.6	いいえ	21	20.4
4. 今後、医療的ケア児の受け入れが 増加すると思うか?	度数	%	合計	103	100.0
			そう思う	9	8.3

『保育士が医療的ケアを担うことについてどう思うか?』の質問に関する自由記述では、「保育士への負担」や「責任が大きい」、「不安」や「危険」、「怖い」、「難しい」といった消極的な回答とともに、医療的ケアは医療職者である看護師が担うべきであるといった回答が多かったが、その一方で「保育士への研修や講習」、「緊急を要する場合などを考慮して一定の知識の習得は必要」と回答した施設もあった。この質問に関する共起ネットワークを図3に示す。

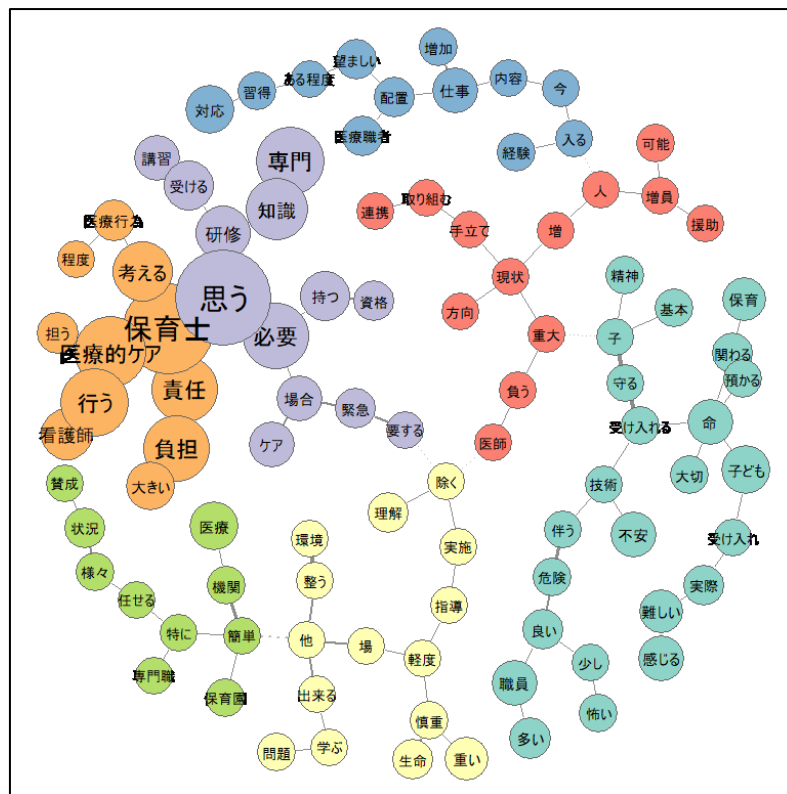


図3. 「保育士が医療的ケアを担うことについて」の共起ネットワーク

『講習や研修を受けることで保育士が医療的ケアを行えることを知っているか?』という質問7で「はい」と回答した施設は41.5%と半数以下であったが、『保育士対象の医療的ケア講習会があれば参加したいか?』という質問8では79.6%の施設が「はい」と回答したことから、医療的ケアを担うことには消極的であっても、一定の講習のニーズがあることがわかった。

6) 緊急時の対応について

結果を表6に示す。質問1の保育士により対応したことがある緊急対応では、「異物の除去（誤飲）」が23.1%と最も多く、「人工呼吸」や「AED」、「アドレナリン注射（エピペン）」と回答した施設があった。「その他」では、「熱性けいれん時の対応」や「携帯酸素」、「歯の脱臼」といった回答があった。

質問2の施設で緊急用のマニュアルを作成していると回答した施設は94.4%、質問3で研修や勉強会の開催している施設も88.7%と高い割合であった。また、質問4ではほとんどの施設が乳幼児向けの救急救命講習があれば

参加したいと回答した。

表 6. 緊急時の対応について

1. 今まで保育士にて対応したことがある緊急対応は何か？（複数回答可）	度数	%	3. 施設で研修や勉強会を開催しているか？	度数	%
異物の除去（誤飲）	25	23.1	はい	94	88.7
人工呼吸	2	1.9	いいえ	5	4.7
胸骨圧迫	0	0.0	今後開催予定	7	6.6
AED	2	1.9	合計	106	100.0
アドレナリン注射（エピベン）	2	1.9	4. 乳幼児向けの救命救急講習があれば参加したいか？	度数	%
その他	4	3.7	はい	99	98.0
2. 施設でマニュアルを作成しているか？	度数	%	いいえ	2	2.0
はい	102	94.4	合計	101	100.0
いいえ	4	3.7			
今後作成予定	2	1.9			
合計	108	100.0			

7) 与薬について

結果を表 7 に示す。質問 1 で与薬を受け付けている施設は全体の 65.7%で、「場合によって」を含めるとほとんどの施設が与薬を受け付けていた。また、与薬を受け付けている施設のほとんどが与薬依頼書の記入を求めており、処方箋の提出を求めている施設は「場合によって」を含めて 66%であった（質問 2・3）。質問 4 の与薬時の確認を 2 人以上で行っている施設は 63.7%で、主な与薬の担当者は、「担任の保育士」が 67.6%と最も高く、次いで「看護師」が 34.3%であった（質問 5）。「その他」では、「園長・所長」や「主任」などの回答があった。質問 6 の預かる薬は「内服薬（処方されたもの）」が最も多く、次いで「軟膏」、「点眼薬」、「坐薬」の回答順だった。

表 7. 与薬について

1. 与薬を受け付けているか？	度数	%	場合によって	度数	%
はい	71	65.7	合計	102	100.0
いいえ	6	5.6	5. 与薬は主に誰が行っているか？	度数	%
場合によって	31	28.7	担任の保育士	73	71.6
合計	108	100.0	特定の保育士	3	2.9
2. 与薬依頼書の記入を求めているか？	度数	%	看護師	37	36.3
はい	99	97.1	職員	3	2.9
いいえ	1	1.0	その他	4	3.9
場合によって	2	1.9	6. 預かる薬はどのような薬か？（複数回答可）	度数	%
合計	102	100.0	内服薬（処方されたもの）	94	92.2
3. 処方箋の提出を求めているか？	度数	%	内服薬（市販されているもの）	2	2.0
はい	36	36.0	坐薬	31	30.4
いいえ	34	34.0	点眼薬	57	55.9
場合によって	30	30.0	軟膏	73	71.6
合計	100	100.0	貼り薬	19	18.6
4. 与薬時の確認を2人以上で行っているか？	度数	%	吸入薬	3	2.9
はい	65	63.7	インスリン注射	0	0.0
いいえ	14	13.7	アドレナリン注射（エピベン）	6	5.9

6. 考察

看護師等配置に関する保育所への調査は近年実施されており、2009年に日本保育士協会が行なった調査では看護師等の在籍率は非常勤を含め29.7%であったが⁴⁾、この7年ほどで約10%上昇し、年々看護師等の在籍率が高くなってきている。今回の調査においても、島根県内の保育所や認定こども園の看護師等の在籍率は46.3%であり、同時期に行なわれた全国保育協議会の全国調査の40.4%より高い数値であった。しかし、保育所に在籍する看護師等の9割弱が保健業務だけでなく保育業務も担っているという結果から考えると、いわゆるみなし保育士として0歳児クラスを担当する看護師等が一定数存在すると考えられ、医療的ケア児の受け入れを検討するにあたっては、現時点で十分な医療職者の配置であると捉えるべきではないだろう。

保育所における気になる子どもの受け入れは全国平均で9割以上、障害児の受け入れは6割であるが、医療的ケア児の受け入れはほとんどなく⁵⁾、今後医療的ケア児を受け入れるためには職員の定期的な研修や施設整備の他、地域の相談支援事業所や児童発達支援センター、医療機関などの関係施設や自治体を巻き込んだ包括的な総合支援体制の強化が求められる。そのための人材育成として、医療的ケア児等コーディネーターや医療的ケア児等支援者の養成を進めていかななくてはならず、特に医療的ケア児等支援者が想定される職種としては、喀痰吸引等研修を受けた保育者が最も近い存在であることは間違いない。

今回の調査において、医療的ケア児の受け入れに関しては消極的な意見が多かったが、医療的ケア児の受け入れが困難であると回答しながらも、医療的ケアに関する講習会への参加意欲は高かったため、医療職者の配置など十分な支援体制が整いさえすれば、医療的ケア児を地域の保育所が受け入れていくことは難しいことではないと考える。さらには、医療的ケアの専門性を生かすことができる施設内強化、専門的知識や技術を習得するための職員の研修、医療機関や保護者との連携など、医療的ケア児等支援者を中心とした支援体制を充実するなど、施設で働く保育士の身体的・精神的負担に配慮しながら慎重に進めていかななくてはならないだろう。医療職者の確保に関しては、自治体の努力も必要であり、出雲市では2005年より利用児童の健康管理を促進することを目的として、医療職者の配置を行なった私立認可保育所等に対して補助金を交付している⁶⁾。しかし、医療職者である看護師が保育所において保健業務に専念するためには、まずは保育士の確保が最優先の課題となるが、保育士の処遇改善や業務負担の軽減への取組の成果が目に見える状態にならない限り、当面は保育士不足という厳しい状態が続くかもしれない。

日本の出生数は2016年には100万人の大台を切り⁷⁾、2019年は86万4千人（推計数）と年々出生数が減少する中、島根県においても2018年には5千

人を下回り、年々減少傾向にある⁸⁾。現在待機児童解消のために保育所の数は増加しているが、保育士が確保できなければ定員の児童を受け入れることさえ難しくなるため、今後は待機児童問題と同時に保育施設の定員割れといった懸念が生じる可能性もある。また少子化が更に進んだ10年後では、定員を満たすことのできない近隣の保育所同士が統合しなければ運営できないという事態も想定される。保育士の働く場が減少しても働き続けることができる保育士とは、高度な専門知識や技術を持ち、特定のニーズにも対応できる人材であり、また同時に高齢化による介護福祉に必要な人材の不足をも担っている保育者かもしれない。元来介護福祉に携わる者を前提として開始された喀痰吸引等研修についても、その認定を受けた保育士は医療的ケア児のためだけに特定行為を行うのではなく、日常医療が必要な高齢者のためにも活用できるはずである。そのような人材を育成するため、保育士資格と併せて介護福祉士の資格を取得できる養成校が全国には存在する。

看護師や介護士など、これまで医療や福祉、教育に携わる者については、時代のニーズや社会の動向の変化に応じて、その役割や責任が大きく拡大してきた。特に、医療的ケア児という全体からみれば少数の者に対する支援のあり方が求められる現代において、保育者のキャリアアップは今後不可欠であり、その役割や責任は大きく変化していく。将来を見据えた視点で現状や課題を捉えながら、障害の有無に左右されない地域社会を築く上で、今後保育者は重要な役割を担うことが期待されるだろう。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2019) 「医療的ケア児に関する施策について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10905000/000553177.pdf> (2020年3月3日閲覧)
- 2) 全国保育協議会 (2017) 「全国保育協議会 会員の実態調査 報告書 2016」, p.117
- 3) 厚生労働省 (2005) 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2895&dataType=1&pageNo=1 (2020年3月3日閲覧)
- 4) 日本保育協会 (2009) 「保育所の環境整備に関する調査研究報告書 ー保育所の人的環境としての看護師等の配置ー」, p.14
- 5) 日本保育協会 (2016) 「保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態、障害児保育等のその支援の内容、居宅訪問型保育の利用実態に関する調査研究報告書」, p.12-14

- 6) 出雲市（2005）「出雲市私立認可保育所等看護師配置費補助金交付要綱」
<http://www.city.izumo.shimane.jp/reiki/act/frame/frame110000430.htm>
（2020年3月5日閲覧）
- 7) 厚生労働省（2019）「令和元年(2019)人口動態統計の年間推計」， p.1-3
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai19/dl/2019suikai.pdf>
f （2020年3月6日閲覧）
- 8) しまね統計情報データベース（2020）「推計人口月報 R2.1.1 現在」
<https://pref.shimane-toukei.jp/index.php?view=21213> （2020年3月6日
閲覧）